

議案第 1 2 号

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正について

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

わかくさ・プラザ学習情報館内のカフェについて、行政財産の目的外使用に係る使用料を定めるため、この条例を定めようとする。

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成6年関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1建物の部中15の項を削り、14の項を15の項とし、6の項から13の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

(6) わかくさ・プラザ学習情報館カフェ	1月につき 156,000円
----------------------	----------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。